

農薬の登録保留要件(3/3)

- ⑧ 農薬の名称が効果について誤解を生じるおそれがあるとき
 - ⑨ 薬効が著しく劣り、使用価値がないと認められるとき
 - ⑩ 公定規格がある場合、これに適合しないとき
- ④から⑦までに該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示